

宮崎ワシントニアパーク維持管理検討会第1回検討会

日 時：平成27年10月6日（火）13：30～15：30

場 所： 国土交通省 宮崎河川国道事務所 本館1階会議室

会 議 次 第

1 開会

2 主催者挨拶

3 出席者紹介

4 検討会の規約

5 議 事

- ・現在の状況
- ・更新（植替え）の順序
- ・更新（植替え）パターン
- ・苗木の調達方法
- ・既存木の活用
- ・その他

6 閉 会

■宮崎ワシントンニアパーム維持管理検討会 出席者名簿

	役 職		名 前	備 考
委員	一般財団法人 日本造園修景協会	宮崎支部長	北川 義男	
委員	南九州大学 環境園芸学部	教授	関西 剛康	
委員	宮崎大学 工学部	教授	出口 近士	
委員	福岡大学 工学部	教授	柴田 久	
委員	一般財団法人 みやざき公園協会	理事長	吉田 晋弥	
委員	一般社団法人 日本樹木医会宮崎県支部	事務局長	服部 雅樹	
委員	道守みやざき会議	事務局長	石田達也	代理 山内 研二
委員	日南海岸きらめきライン	事務局代表	谷越 衣久子	
委員	橘通フラワーロード推進協議会	代表	日高 晃	
委員	地域交流誌「みちくさ」	編集長	福永 栄子	
委員	公益社団法人宮崎市観光協会	専務理事	高島 弘行	
委員	宮崎日日新聞社 論説委員会	副委員長	西山 昌彦	
委員	宮崎県 県土整備部 道路保全課	課長	馴松 義昭	
委員	宮崎市 都市整備部	部長	末益 大嗣	
委員	宮崎河川国道事務所	事務所長	竹林 秀基	
(事務局)				
	宮崎河川国道事務所	総括保全対策官	植田 定	
	宮崎河川国道事務所 道路管理第二課	建設専門官	中渡瀬 亮児	
	宮崎河川国道事務所 道路管理第二課	専門職	岩切 幸敏	
	宮崎河川国道事務所 道路管理第二課	維持修繕係長	西野 豪	

「宮崎ワシントニアパーム維持管理検討会」規約

(名称)

第1条 本会は、「宮崎ワシントニアパーム維持管理検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 平成24年度の「維持管理方針」を踏まえ、有識者と関係行政機関等から多様なご意見を頂き、ワシントニアパームのある道路景観を維持しつつ、持続可能な更新（植替え）計画を策定することにより、地域資源としてのワシントニアパーム並木を次世代へつなぎ、地域の活性化に貢献することを目的とする。

(組織構成)

第3条 検討会は、有識者と関係行政機関等をもって構成し、委員は別紙「委員名簿」のとおりとする。

- 2 検討会には委員長をおくこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は会務を総括し、検討会を代表する。
- 4 委員長は、検討会を召集し運営をつかさどる。
- 5 委員の追加及び変更は、検討会の承認を要するものとする。
- 6 検討会は、必要に応じて、有識者等の参加を求めることができる。

(検討会の所掌事務)

第4条 検討会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) ワシントニアパームの更新（植替え）計画の策定
- (2) ワシントニアパームの更新（植替え）計画のフォローアップ
- (3) その他検討会の目的達成に関して必要な事項

(委員長)

第5条 委員長が、職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、委員長の発議に基づいて開催する。

- 2 検討会は、会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、公開することが望ましくない個人情報等について漏洩してはならない。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、検討会の検討事項が終了するまでとする。

(事務局)

第9条 事務局を「国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所道路管理第二課」
に設置する。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度検討会において審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本検討会の審議を経て行うことができるものとする。

附則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

■宮崎ワシントニアパーク維持管理検討会 委員名簿

	役 職	名 前	備 考
委員	一般財団法人 日本造園修景協会	宮崎支部長 きたがわ 北川 よしお 義男	
委員	南九州大学 環境園芸学部	教授 せきにし 関面 たかやす 剛康	
委員	宮崎大学 工学部	教授 でぐち 出口 ちかし 近士	
委員	福岡大学 工学部	教授 しばた 柴田 ひさし 久	
委員	一般財団法人 みやざき公園協会	理事長 よしだ 吉田 しんや 晋弥	
委員	一般社団法人 日本樹木医会宮崎県支部	事務局長 ほっとり 服部 まさき 雅樹	
委員	道守みやざき会議	事務局長 いしだ 石田 たつや 達也	
委員	日南海岸きらめきライン	事務局代表 たにこし 谷越 いくこ 衣久子	
委員	橘通フラワーロード推進協議会	代表 ひだか 日高 あきら 晃	
委員	地域交流誌「みちくさ」	編集長 ふくなが 福永 えいこ 栄子	
委員	公益社団法人宮崎市観光協会	専務理事 たかしま 高島 ひろゆき 弘行	
委員	宮崎日日新聞社 論説委員会	副委員長 にしやま 西山 まさひこ 昌彦	
委員	国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長 たけばやし 竹林 ひでき 秀基	
委員	宮崎県 県土整備部 道路保全課	課長 なれまつ 馴松 よしあき 義昭	
委員	宮崎市 都市整備部	部長 すえます 末益 ひろつぐ 大嗣	

宮崎ワシントニアパーク維持管理検討会について

(1)これまでの検討経緯

【国道10号・220号の植栽と景観に関する検討会の設立趣旨】

有識者・関係行政機関で構成した検討会を設置し、ワシントニアパークの今後の維持管理のあり方について検討

●検討会委員

北川 義男 一般財団法人 日本造園修景協会 宮崎支部長（委員長）

出口 近士 宮崎大学 工学教育研究部 国際教育センター 教授

吉田 晋弥 一般財団法人 みやざき公園協会 理事長

日高 晃 橘通フラワーロード推進協議会 代表

西山 昌彦 宮崎日日新聞社 論説委員

上村 哲司 宮崎交通株式会社 取締役

永田 宣行 宮崎県 県土整備部 道路保全課 課長

栗原 正夫 国土交通省 国土技術政策総合研究所 緑化生態研究室 室長

大脇 鉄也 国土交通省 宮崎河川国道事務所 所長

【オブザーバー】 外山 俊文 宮崎市 都市整備部 景観課 課長

H24年度 検討会の流れ

■第1回：平成24年6月8日

- ・ワシントニアパークの現状把握



■第2回：平成24年11月1日

- ・維持管理の課題
- ・市民等の意向調査方法の検討



■第3回：平成25年3月15日

- ・意向調査結果の報告
- ・維持管理方針の検討

H24度検討会の概要

ワシントニアパームは、宮崎における地域景観を象徴する重要な要素として、後世に継承していく必要性と共に、安全性や管理手間を考慮した持続可能な管理を行っていくことが課題。

ワシントニアパームのある道路景観として「ある程度の高さ」「群としてのまとまり」を維持しつつ、市民や観光客等の意向も参考に、今後の維持管理方針を検討した。

課題

地域景観の継承

【景観的な価値を保ちつつ継承していく必要がある】

景観と安全の両立 安全・管理の確保

【安全性と管理手間を考慮した持続可能な管理が必要】

意向調査結果

新しいワシントニアパーム(若い木)に植え替え、今までと同様にしっかりと管理をしてほしいという意見が多かった。

景観面・安全管理面からの検討

「ある程度の高さ」「群としてのまとまり」を維持しつつ、概ね30年～60年サイクルで植え替える。

<維持管理方針>

1. ワシントニアパームのある景観を残す。
2. 概ね30～60年サイクルで新しいワシントニアパーム(若い木)に順次植え替えて、持続可能な管理を行っていく。

(2) 宮崎ワシントニアパーム維持管理検討会の設立

検討会の目的

平成24年度の「維持管理方針」を踏まえ、有識者と関係行政機関等から多様なご意見を頂き、ワシントニアパームのある道路景観を維持しつつ、持続可能な更新（植替え）計画を策定することにより、地域資源としてのワシントニアパーム並木を次世代へつなぎ、地域の活性化に貢献することを目的とする。

主な検討項目

- 更新（植替え）の順序の検討
- 更新（植替え）パターンの検討
- 苗木の調達方法の検討
- 地域との協働による更新（植替え）方法の検討
- 既存木の活用方法の検討



更新（植替え）計画の策定

(3) 検討会のスケジュール

平成27年10月6日 第1回検討会

- 更新(植替え)の順序
- 更新(植替え)パターン
- 苗木の調達方法
- 既存木の活用

平成28年1月頃 第2回検討会

- 第1回検討会意見を受けた更新(植替え)計画の確認
- 地域との協働による更新(植替え)方法

平成28年 春頃

更新(植替え)の実施

更新(植替え)結果の評価

必要に応じ検討会を開催し、更新(植替え)計画の妥当性の確認及び計画の見直し等のフォローアップを実施

宮崎ワシントンアパーム維持管理検討会

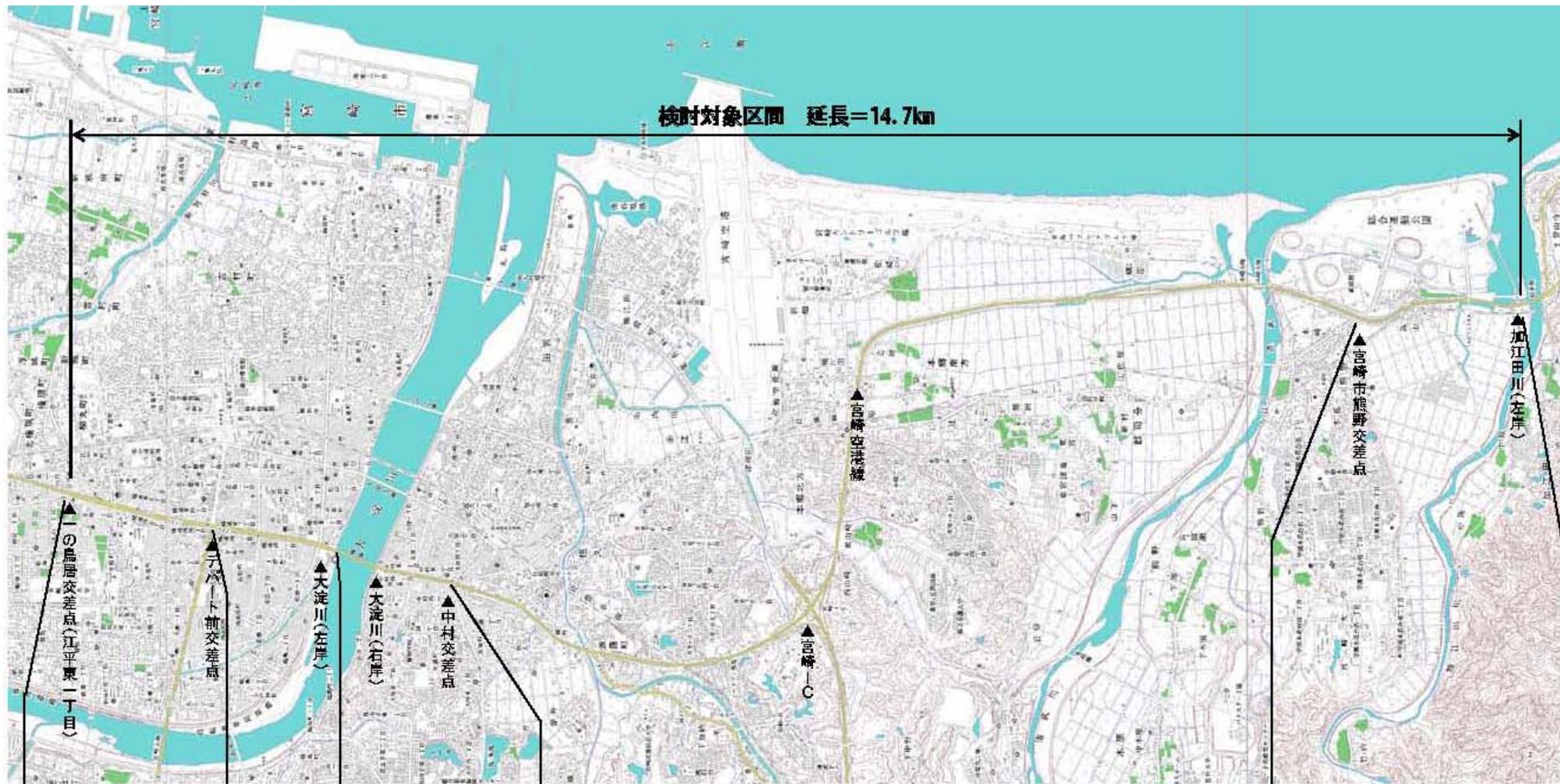


平成27年10月6日

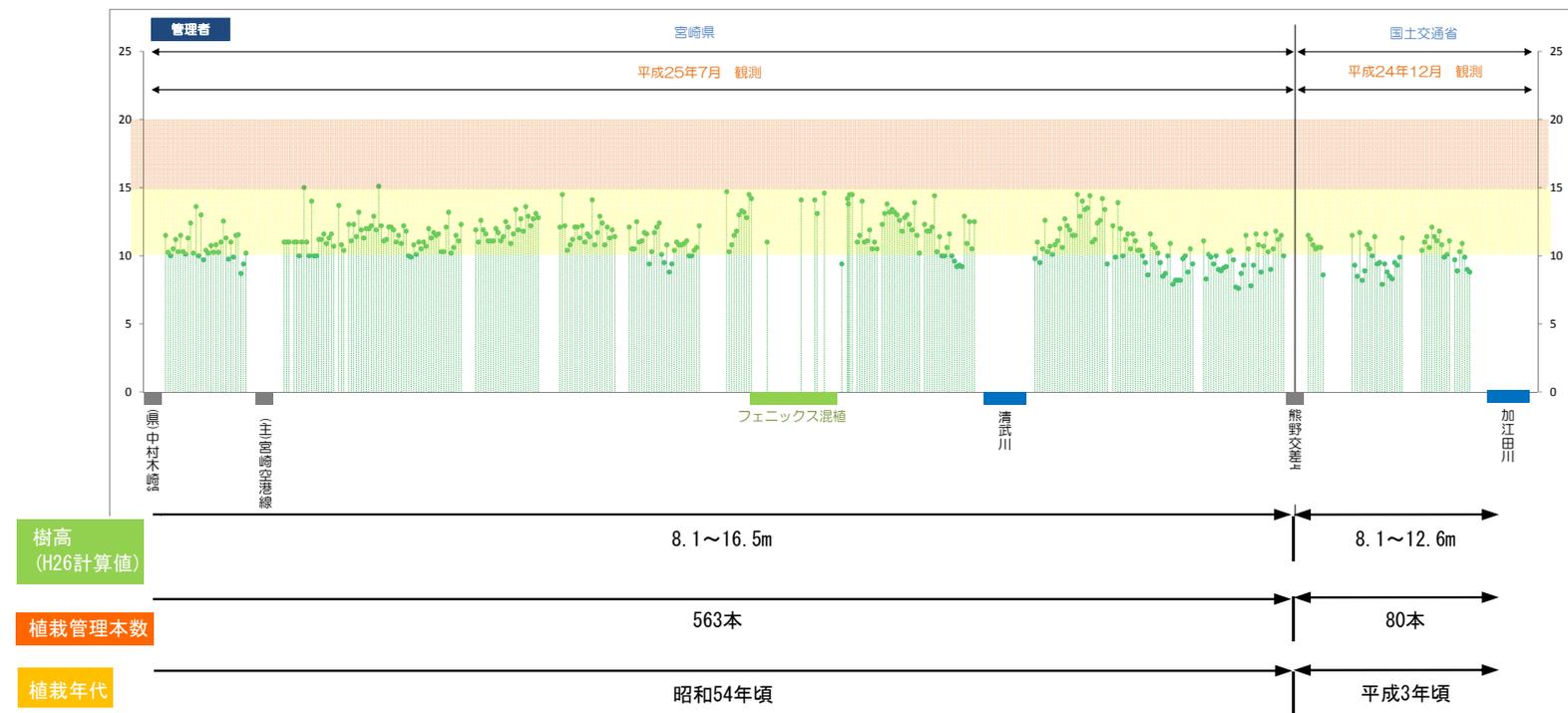
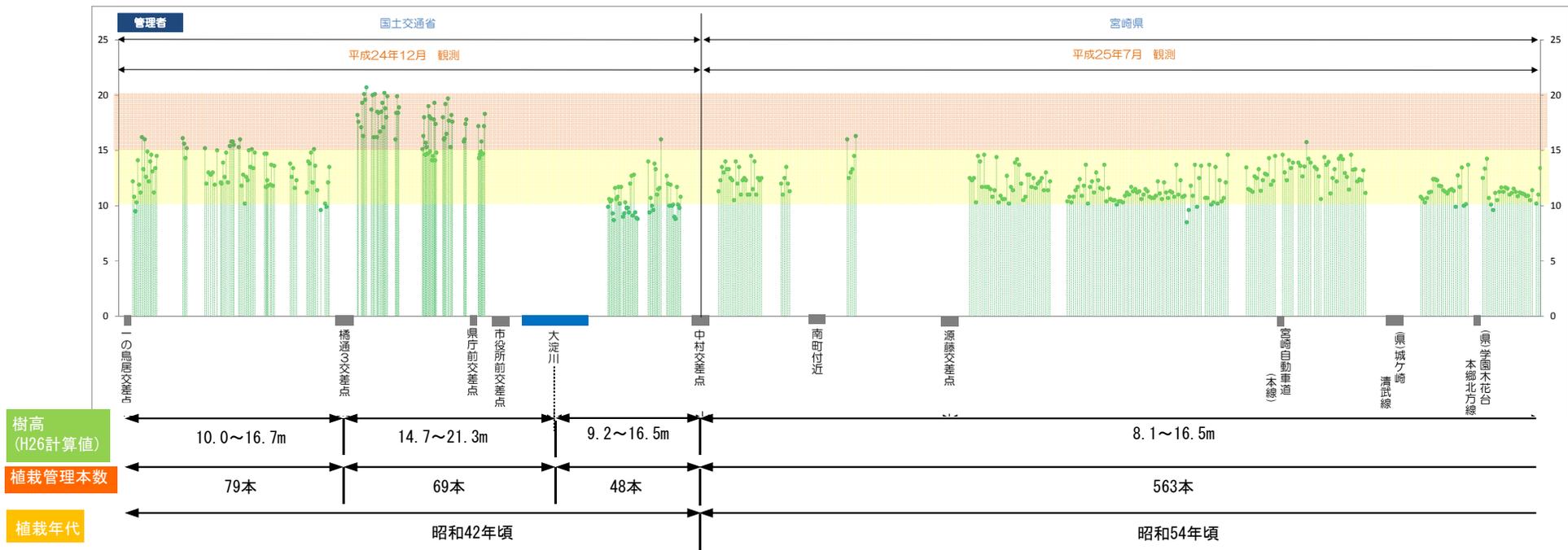
【目次】

1. 現在の状況 2～3 P
2. 更新（植替え）の順序 4～5 P
 - （1）更新（植替え）の着手区間の設定
 - （2）着手区間の評価
3. 更新（植替え）パターン 6～20 P
 - （1）更新（植替え）パターン案
 - （2）景観変遷の対比
 - （3）更新（植替え）パターンの評価
4. 苗木の調達方法 21～23 P
 - （1）調達方法の比較とスケジュール
 - （2）調達の基本方針
5. 既存木の活用 24～25 P
6. その他（次回の議題） 26 P

1. 現在の状況



植栽年代	昭和 42 年頃			昭和 54 年	平成 3 年
樹高 (H26 計算値)	10.0~16.7m	14.7~21.3m	9.2~16.5m	8.1~16.5m	8.1~12.6m
植栽間隔	6~8m 間隔	5m 間隔	7m 間隔	10~12m 間隔	
植栽管理本数	79 本	69 本	48 本	563 本	80 本

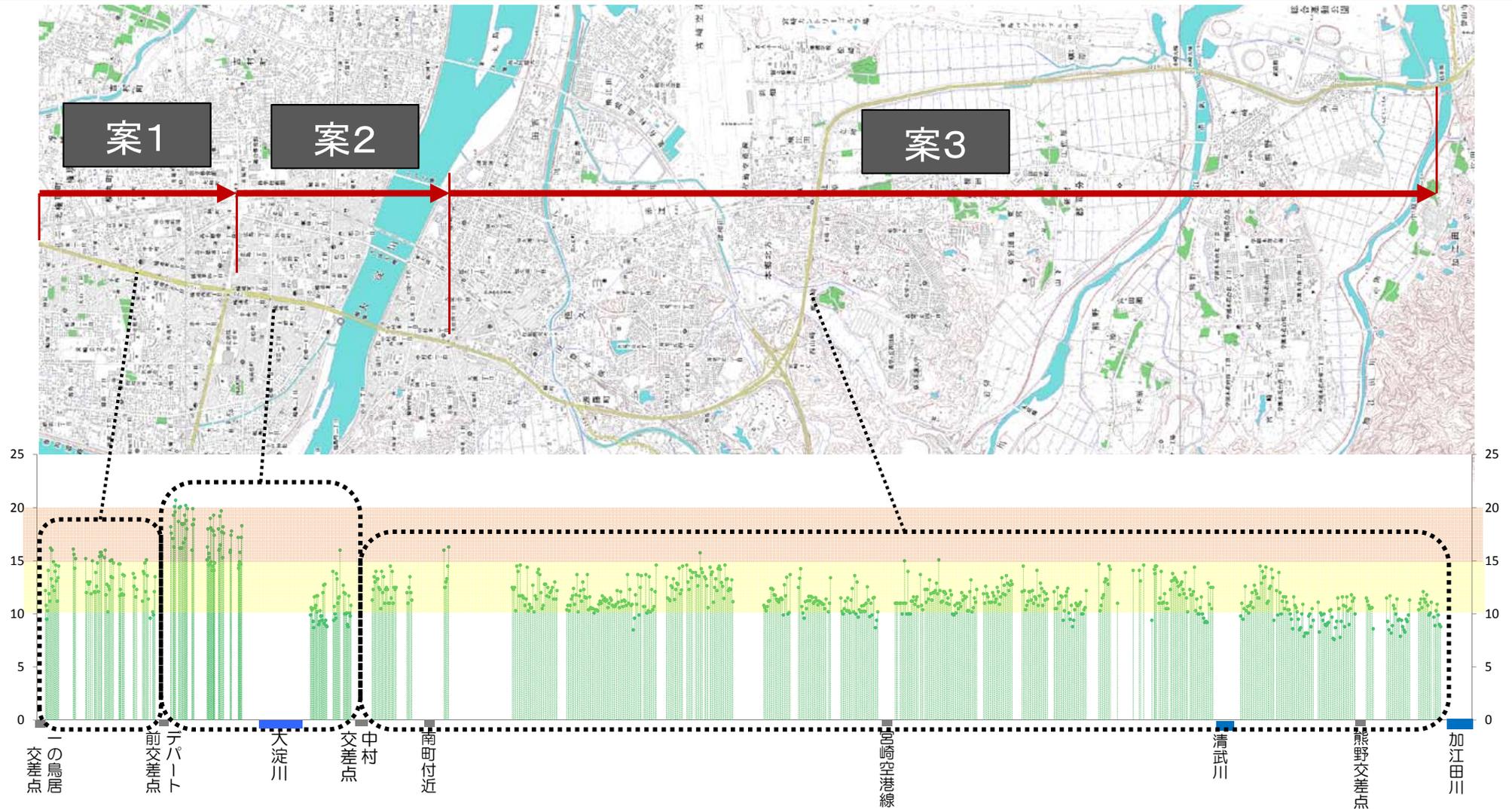


※合計本数: 839本

2. 更新（植替え）の順序

(1) 更新（植替え）の着手区間の設定

- ◎案1: 起点側の区間(一の鳥居交差点～デパート前交差点)より更新(植替え)
- ◎案2: 樹高が一番高い区間(デパート前交差点～中村交差点付近)より更新(植替え)
- ◎案3: 上記以外の樹高が高い区間(中村交差点付近～加江田川)より更新(植替え)



(2) 着手区間の評価

【評価の視点】

- 維持管理：樹高が管理限界高に到達するまでの期間からの優先度
- 景観への影響を考慮した「通常の更新(植替え)」の適用性
※通常の更新(植替え)：概ね14本/年程度の(植替え)を想定。(約840本÷更新サイクル60年=14本/年)
- 倒木リスク：樹齢の古い樹木の倒木の懸念

評価項目	案1：一の鳥居交差点～デパート前交差点	案2：デパート前交差点～中村交差点	案3：中村交差点～加江田川
維持管理 (管理限界高に到達するまでの期間※1)	△ 管理限界高に到達するまでに時間があるため、優先度は比較的低い。(約76年) ※平均樹高13.7m(最高16.7m)の樹木が0.24m/年 成長すると仮定	○ 管理限界高に到達するまでの期間が最も短く更新の優先度が高い。(約56年) ※平均樹高15.1m(最高21.3m)の樹木が0.3m/年 成長すると仮定	△ 管理限界高に到達するまでに時間があるため、優先度は低い。(約84年) ※平均樹高11.8m(最高16.5m)の樹木が0.24m/年 成長すると仮定
景観への影響を考慮した「通常の更新(植替え)」の適用性	○ 人通りは普通で、案2より景観への配慮の重要度は低い。通常の更新(概ね14本/年)を行う。(歩行者交通量 1,125人/12h)※2	× メインストリートで人通りが多く、特別な景観への配慮が必要な区間。更新(植替え)と未更新区間の段差部を少なくするため、苗木がある程度揃った段階で、まとめて更新(植替え)することが必要。(歩行者交通量 7,488人/12h)※3	○ 人通りは少なく、案2より景観への配慮の重要度は低い。通常の更新(概ね14本/年)を行う。(歩行者交通量 110人/12h)※4
倒木リスク	○ 植栽時期(S42)が最も古く倒木リスクが高い。	○ 植栽時期(S42)が最も古く倒木リスクが高い。	△ 植栽時期(S54～H3)は比較的新しく倒木リスクが低い。
総合評価	◎	○	△

※1:管理限界高とは、1車線規制幅で作業可能な高さ:32mを指す。

各案の区間内における平均樹高をもとに、毎年の成長高さを設定し管理限界高まで到達するまでの期間を算出した。

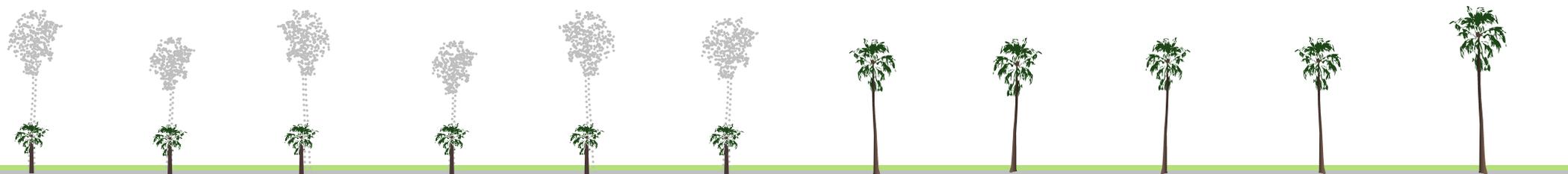
※2:橋通り4丁目の平日における歩行者交通量。 ※3:橋通り3丁目の平日における歩行者交通量。 ※4:宮崎市大字恒久の平日における歩行者交通量。 5

3. 更新（植替え）パターン

(1) 更新（植替え）パターン案

更新（植替え）するパターンとして、以下の2案で検討。

第1案：端から更新（植替え）



第2案：1本置きに更新（植替え）



※概ね14本／年程度の更新（植替え）を想定。約840本÷更新サイクル60年＝14本／年

(2) 景観変遷の対比 (CGによる景観シミュレーション)

①一の鳥居交差点付近

	STEP1 第1弾更新(植替え)時	STEP2 第2弾更新(植替え)時	STEP3 将来時
第1案…端から更新	 <p>更新木</p> <p>1年目 2016年予定</p>	 <p>2年目</p>	 <p>32年目</p>
第2案…1本置きに更新	 <p>1巡目の更新木</p> <p>1年目 2016年予定</p>	 <p>1巡目の更新木 2巡目の更新木</p> <p>31年目</p>	 <p>2巡目の更新木</p> <p>61年目</p>

②デパート前交差点付近

	STEP1 第1弾更新(植替え)時	STEP2 第2弾更新(植替え)時	STEP3 将来時
第1案…端から更新	 <p>一番街・若草通り 交差点</p> <p>1年目 2020年頃</p>	 <p>2年目</p>	 <p>32年目</p>
第2案…1本置きに更新	 <p>1年目 2020年頃</p>	 <p>31年目</p>	 <p>61年目</p>

③中村交差点付近

	STEP1 第1弾更新(植替え)時	STEP2 第2弾更新(植替え)時	STEP3 将来時
第1案…端から更新	 <p>1年目 2030年頃</p>	 <p>2年目</p>	 <p>32年目</p>
第2案…1本置きに更新	 <p>1年目 2025年頃</p>	 <p>31年目</p>	 <p>61年目</p>

④宮崎IC付近

	STEP1 第1弾更新(植替え)時	STEP2 第2弾更新(植替え)時	STEP3 将来時
第1案…端から更新	 <p>1年目 2050年頃</p>	 <p>2年目</p>	 <p>32年目</p>
第2案…1本置きに更新	 <p>1年目 2030年頃</p>	 <p>31年目</p>	 <p>61年目</p>

⑤宮崎空港付近

	STEP1 第1弾更新(植替え)時	STEP2 第2弾更新(植替え)時	STEP3 将来時
第1案…端から更新	 <p>1年目 2070年頃</p>	 <p>2年目</p>	 <p>32年目</p>
第2案…1本置きに更新	 <p>1年目 2040年頃</p>	 <p>31年目</p>	 <p>61年目</p>

⑥運動公園付近

	STEP1 第1弾更新(植替え)時	STEP2 第2弾更新(植替え)時	STEP3 将来時
第1案…端から更新	<p>1年目 2075年頃</p>	<p>2年目</p>	<p>32年目</p>
第2案…1本置きに更新	<p>1年目 2045年頃</p>	<p>31年目</p>	<p>61年目</p>

(3) 更新(植替え)パターンの評価

①CGからの評価手法

H24年度検討会にてワシニアパームは一般街路樹と比べ、特徴的な樹高や樹形から1)景観統合機能、2)視線誘導機能、3)指標機能に優れていると判断された。

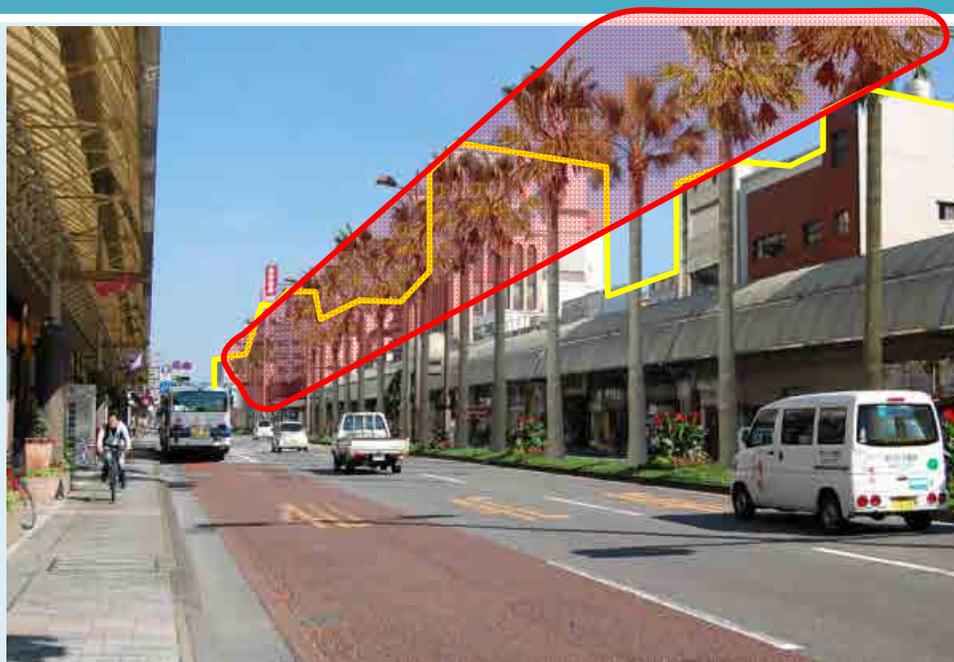
■評価の結果 1)景観統合機能：ワシニアパームの並木としての景観的なまとまり感

代表
写真

第1案: 端から更新(植替え)

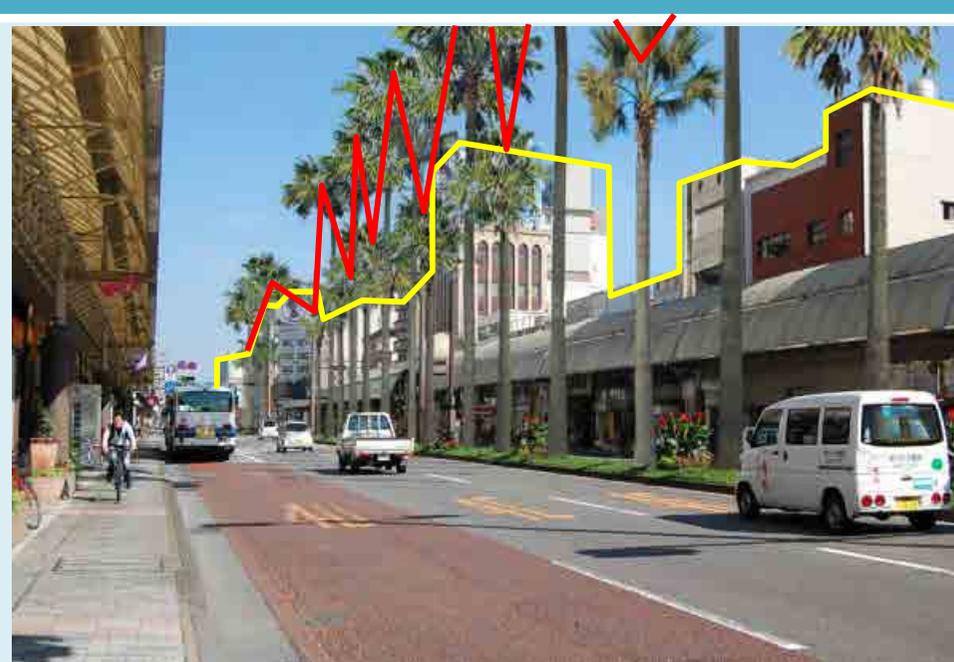
第2案: 1本置きに更新(植替え)

デパート前交差点付近



評価: ○

- ・一定区間において樹高が揃う
 - 群としてのまとまりが生まれる
 - 統一的景観を形成



評価: △

- ・樹高が不揃いとなる
 - 群としてのまとまりが損なわれる
 - 景観が不統一

■評価の結果 2)視線誘導機能：運転者に車道線形を予知させる視線誘導機能

代表
写真

第1案：端から更新(植替え)



評価：○

- ・一部更新区間と未更新区間との段差に違和感が生じるが、変化点以外の区間では樹高が連続し、総体的にスカイラインが統一されるため、視線誘導機能に優れる。
 - 道路の線形等の視認性の確保
 - 安全性の維持

第2案：1本置きに更新(植替え)



評価：△

- ・更新区間と未更新区間の段差は目立たないが、植替え部のスカイラインに凹凸が生じ、視線誘導機能は低下する。
 - 道路の線形等の視認性の低下
 - 安全性の低下

宮崎IC付近

■評価の結果 3) 指標機能: その場所を認知させるランドマーク的機能

代表
写真

第1案: 端から更新(植替え)

第2案: 1本置きに更新(植替え)

運動公園付近



評価: △

- ・第2案に比べて樹高が全体的に低くなる
→ランドマーク機能の低下



評価: ○

- ・常に一定の樹高(10m以上)は確保
→ランドマーク機能は確保

■評価の結果 周辺状況との関係 1)市街地

代表
写真

第1案: 端から更新(植替え)

第2案: 1本置きに更新(植替え)

デパート前
交差点付近



評価: ○

- ・まとまりのある樹木が道路景観を牽引



評価: △

- ・不統一な樹高による煩雑さ
- ・様々な形状の建物や看板が沿道に存在することによる煩雑さ

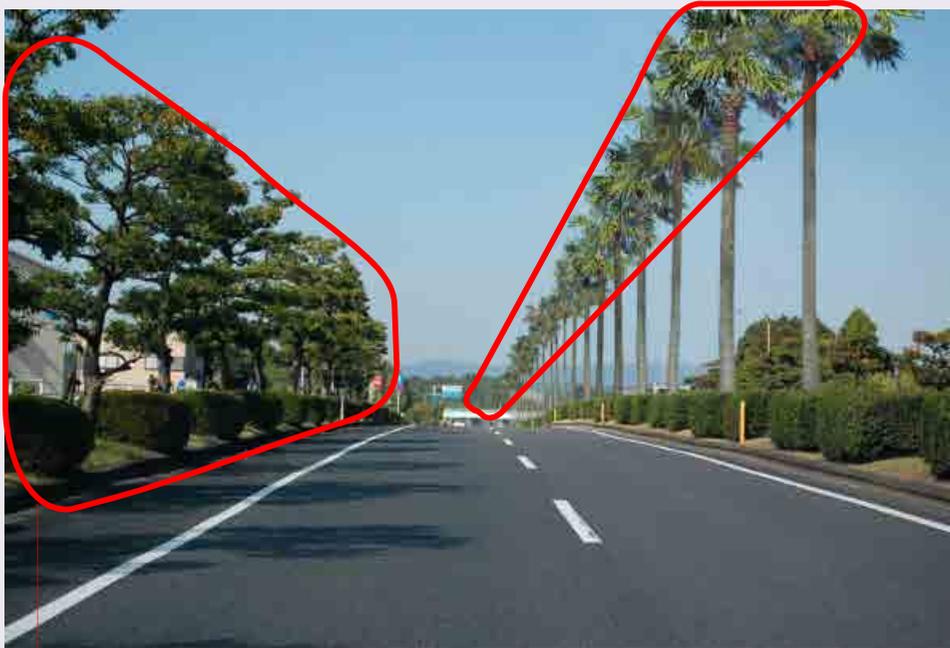
■評価の結果 周辺状況との関係 2)住宅・郊外型店舗

代表
写真

第1案:端から更新(植替え)

第2案:1本置きに更新(植替え)

宮崎IC付近



評価:○

- ・建物や看板が少ない
- ・樹木により景観にまとまりが感じられる



評価:△

- ・樹高の違いによる凹凸が煩雑さを生む
- ・沿道の建物や植栽により煩雑さや圧迫感を助長

■評価の結果 周辺状況との関係 3) 田園・農耕地

代表
写真

第1案: 端から更新(植替え)

第2案: 1本置きに更新(植替え)

宮崎空港付近



評価: ○

- ・樹木が連続して見え、景観全体にまとまりが感じられる



評価: △

- ・樹高の違いによる凹凸が目立つ

②評価の結果

		第1案: 端から更新(植替え)	第2案: 1本置きに更新(植替え)	
				
項目別評価	植栽機能	1) 景観統合機能	一定区間において樹高が揃うため、群としてのまとまりが生じ、統一的景観を形成することができる。(○)	樹高が不揃いとなるため、群としてのまとまりが損なわれ、景観が不統一になる。(△)
		2) 視線誘導機能	一部更新区間と未更新区間との段差に違和感が生じるが、変化点以外の区間では樹高が連続し、総体的にスカイラインが統一されるため、視線誘導機能に優れる。(○)	更新区間と未更新区間の段差は目立たないが、植替え部のスカイラインに凹凸が生じ、視線誘導機能は低下する。(△)
		3) 指標機能	第2案に比べ更新区間の樹高が低くなるため、ランドマーク機能は低下する。(△)	既存木の樹高は全て10m以上になり、ある程度の高さが確保されるため、ランドマーク機能は損なわれない。(○)
		評価	○ ワシントニアパームのランドマーク機能は第2案に比べ低下するが、群としてのまとまりや視線誘導に優れる。	△ 樹高が高いものが残り、ある程度ワシントニアパームのランドマーク機能は確保できるが、群としてのまとまりや視線誘導に劣る。
	周辺状況との関係	1) 市街地	様々な形状の建物や看板が沿道に存在することにより煩雑さや圧迫感が生じているが、群としてのまとまりのある樹木が道路景観を牽引し、景観全体にまとまりが感じられる。(○)	様々な形状の建物や看板が沿道に存在すること及び不統一な樹高が相まって、煩雑さが助長される。(△)
		2) 住宅・郊外型店舗	煩雑さの要因となる建物や看板が少なく、樹木によって景観にまとまりが感じられる。(○)	樹高の違いによる凹凸が煩雑さを生じさせる。さらに、沿道の建物や植栽により煩雑さや圧迫感が助長される。(△)
		3) 田園・農耕地	開放的な空間を背景に樹木が連続して見え、景観全体にまとまりが感じられる。(○)	開放的な空間を背景に樹木が連続して見えるため、樹高の違いによる凹凸が目立つ。(△)
		評価	○ ワシントニアパームの存在感が強いため、周辺状況の変化に関わらず、景観にまとまりが感じられる。	△ 樹高の違いにより凹凸が生じるため、ワシントニアパームにより煩雑さが助長される。
	維持管理	○ 樹高の高いデパート前の植え替えが早期に行われる。施工範囲と規制範囲が2案に比べて狭い。	△ 植替え2巡目でデパート前の樹高が管理限界高の30mを超過。施工範囲と規制範囲は1案に比べて広い。	
	総合評価		○	△

4. 苗木の調達方法

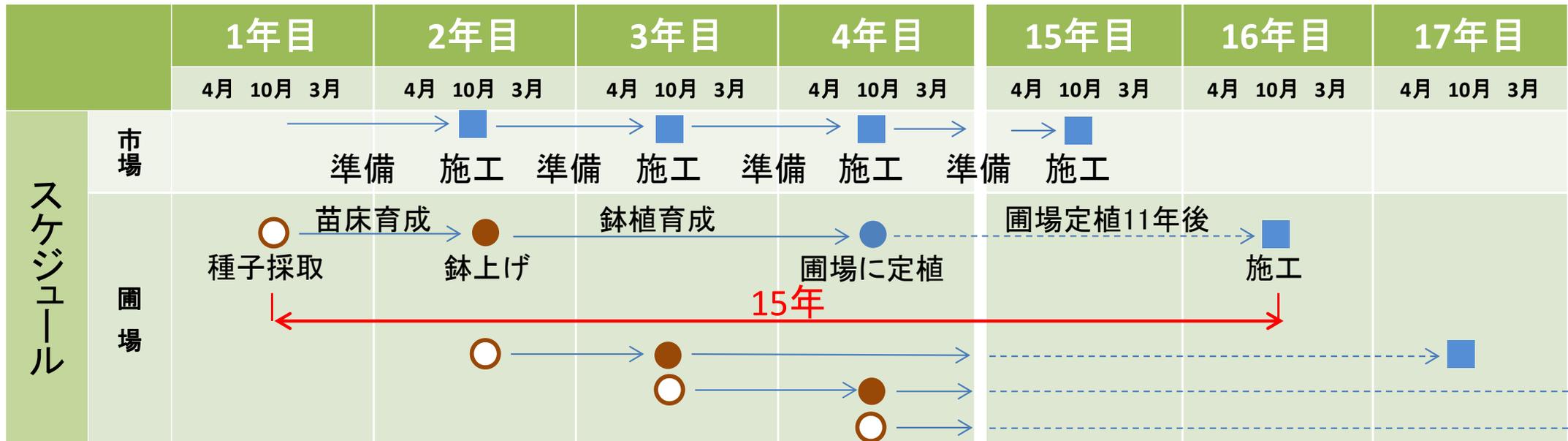
(1) 調達方法の比較とスケジュール

■ 調達方法の比較

評価項目		市場調達	圃場育苗調達
品質確保	均一性 (遺伝的要素)	市場調達の樹木は、種や苗のルーツ(起源)が異なることから成木時の均一性は確保が困難。	親木が同一のため、均一性は確保される。
維持管理	植替え準備～ 材料調達以前	育成等の維持管理は無し。	育成等の維持管理が必要。
コスト		・苗(樹高4m)、現場渡し ・1本あたり 24万円	・圃場は公共用地を活用。 ・種子採取～育成～現場までの運搬の総費用が1本あたり約12万円

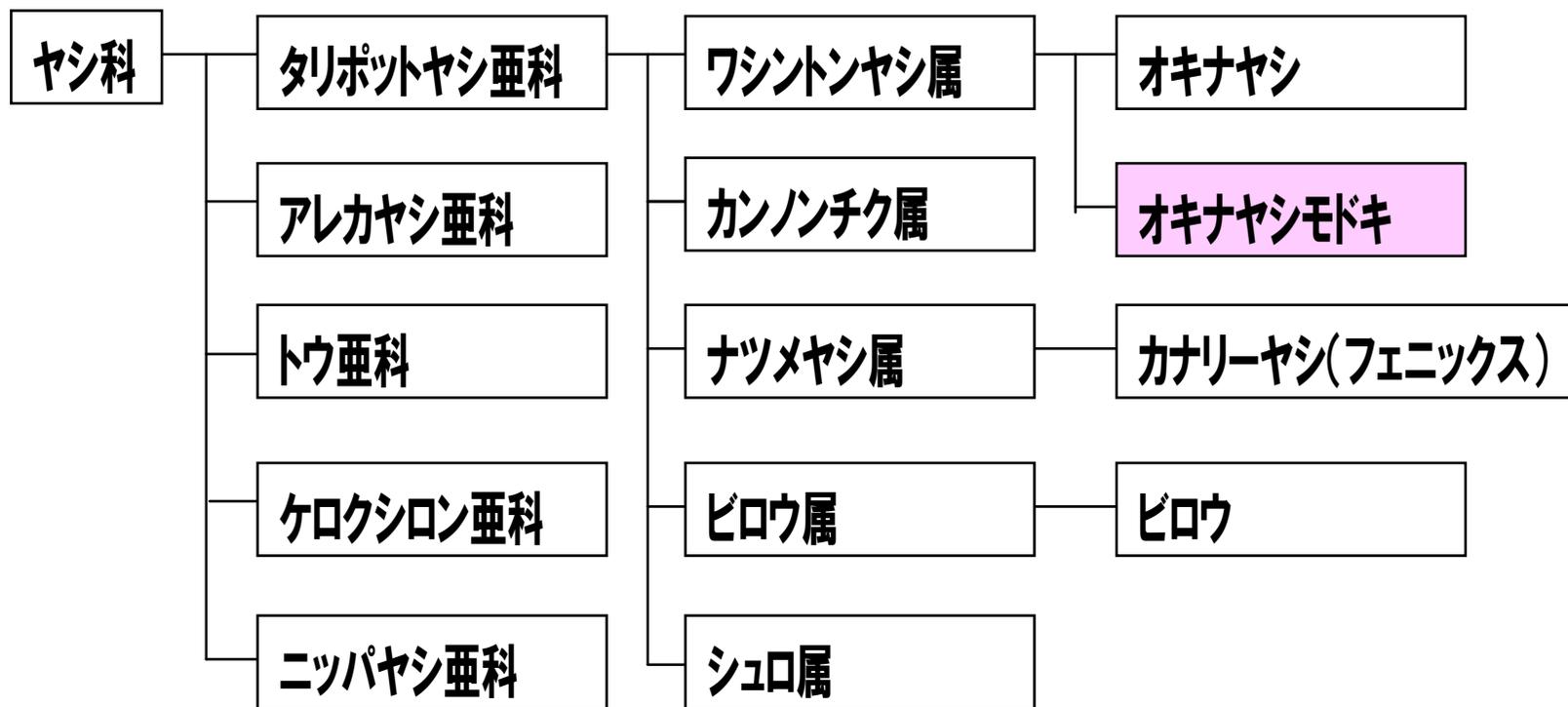
■ 苗木調達のスケジュール

苗木の樹高は建築限界を確保するため、4m以上必要。種子の植付けから樹高4mの苗木育成に、約15年必要。
当面15年は市場調達を行い、16年目以降は圃場育成を行う。



【ワシントニアパームの均一性の確保】

- 現在植栽されているワシントニアパームは市場調達されたものである。
- 市場調達の樹木は、種や苗のルーツが異なることから、植栽木の均一性を保つことは困難である。
- 樹形等を勘案すると「オキナヤシモドキ」に類するものと考えられるが、様々な交配による亜種と想定される。
- 原種を求めても市場には存在せず、原種のルーツをたどることも困難である。



市場調達による種の品質確保は困難であり、原木から採種して『圃場育苗』したものをを用いることが望ましい

(2) 調達の基本方針

【調達の基本方針】

○圃場育苗調達を基本とするが、当面15年間は市場調達を行う。

※種子の植付けから樹高4mまで育てるには、概ね15年間かかる。
(年間成長量を平均成長量24cmと成長の速い橘通付近30cmの間をとって27cm/年程度として試算した場合)

○更新木に統一感を保たせるため、可能な限り均一な樹木を調達する。

○16年目以降は、圃場育苗調達とする。

※圃場育苗調達については市民との協働による圃場育苗の可能性を検討する。

○圃場は費用及び管理面から、公共用地を活用する。

※圃場として必要な用地は5mに1本のスペースで育苗したとして約7,500㎡(例:20m×375m)。

○市民との協働により育苗する等の方策も検討する。

※例:自治体、小学校の環境学習の一環等

5. 既存木の活用

- 地域の方々から愛着を持っていただいている（H24年度アンケート結果）既存木を単に廃棄しない。
- 3R〈リデュース（加工）・リサイクル（再生資源化）・リユース（再利用）〉の観点から活用方法を模索する。

活用メニュー（例）	概要
①環境教育（クラフト等）での活用	・環境学習の一環として、黒板、ヤシの木マグネット等の日用品の作成
②丸太ベンチ	・公園、歩道（橋通り）などに設置
③粉砕しチップ化	・チップに粉砕し、マルチング材や舗装材として活用
④既存木を移植	・植替えの際に撤去した既存木を、希望する法人・個人に対して提供



- ・①～③のような「加工」「再生資源化」するような活用（取り組み）希望者を募って無償で提供。
 - ・④のように「既存木がほしい」という希望者を募って無償で提供。
- ⇒今後、具体の募集要領を検討する

6. その他（次回の議題）

- 第1回検討会意見を受けた更新計画書の確認
 - 更新（植替え）の順序
 - 更新（植替え）パターン
 - 苗木の調達方法
 - 既存木の活用
- 地域との協働による植替え方法
 - 地域との関わり方についての検討（第1回植替え時のイベント等）
- 第1回植替えの説明
- 来年度以降に行う検討会の概要説明